

堺市・大阪狭山市消防広域化協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、堺市・大阪狭山市消防広域化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14に基づく大阪狭山市から堺市への消防事務委託について協議することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第34条に規定する広域消防運営計画の作成に関する事項
- (2) その他消防事務の委託に関し必要な事項

(構成団体)

第4条 協議会の構成団体は、堺市及び大阪狭山市とする。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、堺市長をもって充てる。
- 3 副会長は、大阪狭山市長をもって充てる。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 堺市の危機管理監、総務局長、財政局長及び消防長の職にある者
  - (2) 大阪狭山市の防災・防犯推進室長、政策推進部長、総務部長及び消防長の職にある者

(会長等の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下単に「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、会長、副会長及び委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長、副会長及び委員は、会議に出席することができないときは、その権限を委任して代理者を会議に出席させることができる。

- 4 会長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、会議に付議すべき事案の内容を記載した書面を副会長及び委員に回付し、その賛否を問うことにより、会議に代えることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第8条 協議会は、円滑な協議及び調整を図るため、幹事会及び専門部会を置く。

- 2 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、堺市消防局総務部総務課に事務局を置く。

- 2 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 協議会の会議に関すること。
  - (2) 協議会の会議資料の作成に関すること。
  - (3) 協議会の庶務に関すること。
  - (4) 協議会の広報及び広聴に関すること。
  - (5) 国及び大阪府との連絡調整に関すること。
  - (6) その他協議会の運営に関すること。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、令和元年8月1日から施行する。